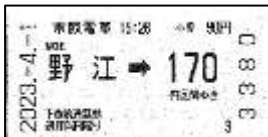


第 36 条 旅客運賃の計算【新旧対照表】
 第 61 条 鉄道駅バリアフリー料金【新旧対照表】
 第 62 条 貸切車の留置料金【新旧対照表】
 第 62 条の 2 貸切取消の場合の回送料【新旧対照表】
 【2025 年 10 月 1 日より適用】

改 定	現 行
〔旅客運賃の計算〕 第 36 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。 <u>2 (削 除)</u> 〔鉄道駅バリアフリー料金〕 第 61 条 (削 除) 〔貸切車の留置料金〕 第 61 条 貸切車を、申込者の都合によって、同一駅に 6 時間をこえて滞留させる場合は、その超過時間について、次の留置料金を収受する。 客車 1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円 2 前項の規定による貸切車の留置料金を団体券又は貸切券の発売駅において収受する場合は、団体券又は貸切券によって合せて収受する。 〔貸切取消の場合の回送料〕 第 62 条 客車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消した場合は、その回送駅間及び返送駅間の全キロ程について、次の車両回送料を収受する。 客車 1 両 1 キロメートルにつき 240 円	〔旅客運賃の計算〕 第 36 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。 <u>2 前項に規定する旅客運賃は、第 61 条に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額とし、これを旅客運賃として取扱う。</u> 〔鉄道駅バリアフリー料金〕 第 61 条 京阪線が発駅または着駅となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃に加算して収受する。 <u>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</u> (1) 大人片道普通旅客運賃に加算する額 10 円 (2) 大人 1 箇月通勤定期旅客運賃に加算する額 370 円 (3) 細則第 2 条第 2 項に基づき発売される、特別の運送条件を定めた乗車券類 別に定める額 <u>3 前項に規定する以外の運賃、ならびにこれらの小児運賃や割引運賃に加算する鉄道駅バリアフリー料金は、前項に規定する鉄道駅バリアフリー料金を加算した額を基準として計算した金額と、加算しない金額を基準として計算した金額との差額とする。</u> 〔貸切車の留置料金〕(項番変更) 第 62 条 貸切車を、申込者の都合によって、同一駅に 6 時間をこえて滞留させる場合は、その超過時間について、次の留置料金を収受する。 客車 1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円 2 前項の規定による貸切車の留置料金を団体券又は貸切券の発売駅において収受する場合は、団体券又は貸切券によって合せて収受する。 〔貸切取消の場合の回送料〕(項番変更) 第 62 条の 2 客車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消した場合は、その回送駅間及び返送駅間の全キロ程について、次の車両回送料を収受する。 客車 1 両 1 キロメートルにつき 240 円

※下線部が改定箇所。

第 87 条 券売機発行の普通券の様式【新旧対照表】
【2025 年 10 月 1 日より適用】

改定	現行
〔券売機発行の普通券の様式〕 第 87 条 券売機発行の普通券の様式は、次のとおりとする。 (1) 片道券 (大人用)  3.0 cm × 5.75 cm (小児用)  3.0 cm × 5.75 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ IC カードにより引換発行する場合、iを表示する。 (2) 往復券 (大人用)  5.75 cm × 3.0 cm (小児用)  5.75 cm × 3.0 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ IC カードにより引換発行する場合、iを表示する。 (3) 鋼索線専用片道券 (現行どおり) (4) 鋼索線専用往復券 (現行どおり)	〔券売機発行の普通券の様式〕 第 87 条 券売機発行の普通券の様式は、次のとおりとする。 (1) 片道券 (大人用)  3.0 cm × 5.75 cm (小児用)  3.0 cm × 5.75 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ IC カードにより引換発行する場合、iを表示する。 (2) 往復券 (大人用)  5.75 cm × 3.0 cm (小児用)  5.75 cm × 3.0 cm 備考 ① 小児用は「小」と表示する。 ② 裏面は磁気膜を塗布する。 ③ IC カードにより引換発行する場合、iを表示する。 (3) 鋼索線専用片道券 (省略) (4) 鋼索線専用往復券 (省略)

※下線部が改定箇所。

第 90 条 回数券の様式【新旧対照表】
【2025 年 10 月 1 日より適用】

改 定	現 行
〔回数券の様式〕 第 90 条 回数券の様式は、次のとおりとする。 (1) 券売機発売用 ① 身体障害者・知的障害者・精神障害者割引回数券 大人用 小児用  5.75cm×3.0cm  5.75cm×3.0cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ② 鋼索線専用身体障害者・知的障害者・精神障害者割引回数券 (現行どおり) ③ 通学割引回数券 (現行どおり) (2) 一般用 (大津線・割引普通回数券)  (表紙) 5.75 cm×8.5 cm  (回数券) 5.75 cm×8.5 cm	〔回数券の様式〕 第 90 条 回数券の様式は、次のとおりとする。 (1) 券売機発売用 ① 身体障害者・知的障害者・精神障害者割引回数券 大人用 小児用  5.75cm×3.0cm  5.75cm×3.0cm 備考 イ. 小児用は「割小」と表示する。 ロ. 裏面は磁気膜を塗布する。 ② 鋼索線専用身体障害者・知的障害者・精神障害者割引回数券 (省 略) ③ 通学割引回数券 (省 略) (2) 一般用 (大津線・割引普通回数券)  (表紙) 5.75cm×8.5cm  (回数券) 5.75cm×8.5cm

※下線部が改定箇所。

第 91 条 団体券の様式【新旧対照表】

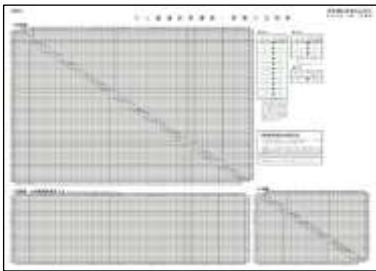
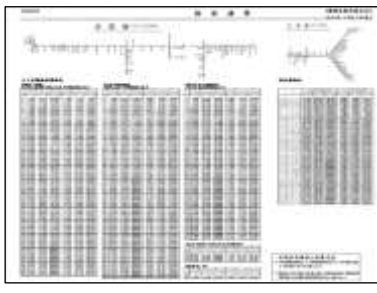
第 115 条 無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受【新旧対照表】

第 116 条 定期券不正使用旅客に対する旅客運賃増運賃の収受【新旧対照表】
【2025 年 10 月 1 日より適用】

改定	現行
〔団体券の様式〕 第 91 条 団体券の様式は、次のとおりとする。 (1) 団体券の様式（機器発行用）  〔無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受〕 第 115 条 旅客が次の各号の 1 に該当する場合は無札旅客として、それぞれの区分により計算した普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。 〔定期券不正使用旅客に対する旅客運賃増運賃の収受〕 第 116 条 第 79 条第 1 項の規定により定期券を無効として回収した場合（第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の区分により計算した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。	〔団体券の様式〕 第 91 条 団体券の様式は、次のとおりとする。 (1) 団体券の様式（機器発行用）  〔無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受〕 第 115 条 旅客が次の各号の 1 に該当する場合は無札旅客として、それぞれの区分により計算した普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。<u>ただし、普通旅客運賃に第 61 条の鉄道駅バリアフリー料金を加算して収受する場合は、収受する増運賃算出額のうち鉄道駅バリアフリー料金相当額の 2 倍の額については増料金として取扱うものとする。</u> 〔定期券不正使用旅客に対する旅客運賃増運賃の収受〕 第 116 条 第 79 条第 1 項の規定により定期券を無効として回収した場合（第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の区分により計算した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。<u>ただし、普通旅客運賃に第 61 条の鉄道駅バリアフリー料金を加算して収受する場合は、収受する増運賃算出額のうち鉄道駅バリアフリー料金相当額の 2 倍の額については増料金として取扱うものとする。</u>

※下線部が改定箇所。

別表第 1 号【新旧対照表】
別表第 2 号【新旧対照表】
【2025 年 10 月 1 日より適用】

別表第 2 号【新旧対照表】改定		現 行	
別表第 1 号		別表第 1 号	
			
別表第 2 号		別表第 2 号	
			

※下線部が改定箇所。